

令和 7 年 5 月 20 日

社会福祉法人 泰斗  
理事長 宮野鼻 泰弘 様

社会福祉法第 45 条の 28 第 1 項及び関係法令に基づき実施した令和 6 年度監査結果について次の通り報告します。

### 監事監査報告書

監事 高江 康明 

監事 山本 憲一 

私たちは、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度における理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を致しました。その結果を以下のとおりご報告致します。

#### 1. 監査日時及び場所

令和 7 年 5 月 20 日(火曜日)午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分  
合志市野々島 5678 番地 2 介護老人福祉施設くぬぎ荘 ホール

#### 2. 監査方法の概要

私たちは、理事会・評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、決裁書類等の閲覧及び業務・財産の状況調査・報告を求めました。

また、会計帳簿等の調査を行い資金収支計算書（資金収支決算内訳表含む）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表含む）、貸借対照表及び財産目録を監査致しました。

#### 3. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上